

# 平成23年度「あおもり食のエリア」登録料理募集要項

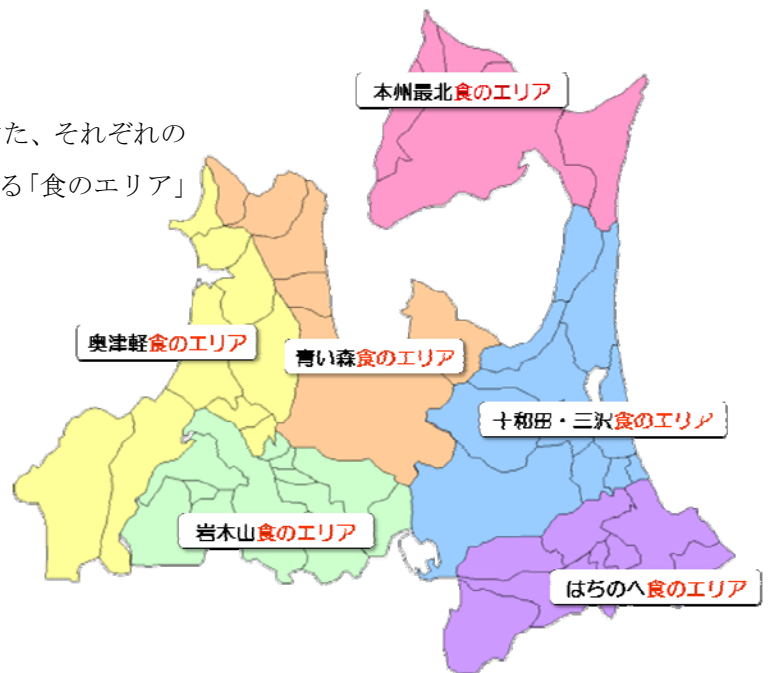
## 1 概要

県では、魅力溢れる「あおもりの食」の振興と本県への誘客促進を図るため、地域で受け継がれてきた伝統的な料理や地元の食材を活かした地域ならではの料理を、県内6つの「食のエリア」に登録し、全国へ向けて情報発信しています。

平成23年度も、「あおもり食のエリア」の充実を図るため、登録を希望する料理を随時募集します。

### あおもり食のエリア

「あおもり食のエリア」とは、県内を6地域に分けた、それぞれのエリアのことであり、登録は取組団体の事務局がある「食のエリア」に対して行われることとなります。



## 2 登録までの流れ

### (1) 登録申込

#### ア 申込方法

別紙申込書に必要事項を記入し、封書に添付資料を同封の上、「青森県農林水産部総合販売戦略課地産地消グループ」へ郵送又は持参によりお申込みください。

〔添付資料〕

貴団体の取組等が分かるパンフレット等 2部（ある場合）

#### イ 申込先

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

青森県 農林水産部 総合販売戦略課 地産地消グループ

#### ウ 申込の受付期間

随 時

## (2) 書類審査

事務局（県農林水産部総合販売戦略課内）において、次の基準を満たしているかを審査します。  
全てを満たしている場合は、審査会に諮られます。

**基準1：その地域において、一定数の飲食店が同様の料理を提供していること。**

注1 「地域」には、連続した複数の市町村にまたがる場合も含まれます。

注2 「一定数の飲食店」とは、営業主の異なる複数の飲食店であり、チェーン店やフランチャイズ店等の場合は1店とカウントします。

**基準2：観光客等からの問い合わせに対応でき、かつ、団体に属する飲食店との連絡調整を行う事務局機能を有すること。**

## (3) 審査会

### ア 審査会の開催時期（予定）

第1回：平成23年7月下旬（概ね、平成23年7月上旬までに申込みのあった料理を審査）

第2回：平成24年1月下旬（概ね、平成24年1月上旬までに申込みがあった料理を審査）

### イ 審査基準

審査会において、次の基準を満たしているかを審査します。

**基準1：提供する料理がその地域に定着している、又は今後定着すると認められる料理であること**

**基準2：地元食材を使用している等、地域の特色ある料理であること。**

## (4) 登録

審査会で登録が認められた料理（団体）に対し、登録証書を交付します。

また、観光客等が「あおもり食のエリア」に登録された料理を提供する店舗を訪れる際の目印となるように、店頭フラッグを提供します。

（1店舗当たり：店頭フラッグ1枚）

## 3 登録後の「あおもり食のエリア」情報発信方法

### (1) 情報発信冊子への掲載

県が発行する冊子「あおもり食のエリアガイドブック」等に、「あおもり食のエリア」に登録された料理の概要や提供店舗の所在地を掲載し、新青森駅や県内観光案内所などで配布しています。平成23年度に作成・配布するガイドブックには、新規に登録となった料理も掲載します。

### (2) ホームページへの掲載

青森県農林水産部総合販売戦略課のホームページ「青森のうまいものたち」に、「あおもり食のエリア」の専用コーナーを設けて、登録された料理を全国へ向けて広くPRします。

---

### 【問い合わせ先】

青森県農林水産部総合販売戦略課 地産地消グループ 担当：高橋

TEL017-734-9572 FAX017-734-8158